

問題 1

知能検査に関する以下の事例を読んで、次の1から3までの小問に答えよ（問いの順に解答すること）。

小学校高学年の女児Aは、転倒により利き手である右手に大きな切り傷を負い、X病院で縫合手術をして、現在も治療中である。

その後、Aは不登校を主訴として、母親とともに再びX病院に相談に訪れた。

X病院では、WISC-IVが施され、検査を実施する際、Aは、母親と離れることに対して不安な様子であったが、強く訴えなかったため、母子分離をして手早く実施された。その結果、全検査IQが70であったことから、特別支援学級に措置変更する方が良いのではないかと助言された。

X病院での助言を受け、Aの保護者は教育委員会に相談し、特別支援学級入級を目的として教育相談所で田中ビネー知能検査Vを受けることになった。Aが母親と離れることに不安な様子を示したことから、母親はAと検査者から離れたところに座り、口を出さないという約束の元、母親同席で検査が行われた。結果として、IQが95であると言われた。

そこで、Aの保護者は、今後の対応についてのセカンドオピニオンを求め、Y病院を訪れた。

- (1) 2つの知能検査の結果について、WISC-IV、田中ビネー知能検査Vのそれぞれの特徴や違いに言及しながら、違いが生じた要因として考えられることを説明せよ。
- (2) 上記事例を踏まえて、Aの状況をより正確に理解するために必要な情報及びその情報を収集する対象について述べよ。
- (3) 仮にあなたが、Y病院において、Aに心理検査を実施する検査者となった場合、どのような点について配慮すべきか論ぜよ。

【心理学に関する領域①／2020（R2）年実施】

答案作成上の注意点

- (1) 検査の内容面と環境面の2点より説明できる。

検査の内容面では、上記違いについて記載しつつ、特にWISC-IVの4つの指標のうち「処理速度」の点数が怪我によって大きく低下している可能性には触れる必要がある。

環境面では、知能検査は不安などによって点数が変動しやすいことに触れつつ、X病院では母親不在、医療機関といった不安を惹起しやすい状況であったことに触れて記載する。

- (2) 「収集する対象」について記載がある以上、母親以外の人物からも収集する必要があることがわかる。

検査実施機関：IQに加え、検査実施時の様子、各領域の指標得点、内容の解釈

母親：不登校になり始めたタイミング、切り傷の原因、手術後入院期間

担任教師：授業中の様子（板書についていけているか）、友人関係

切り傷が不登校に与えた影響について、様々な可能性を検討する内容を記載する。

- (3) これまでの検査実施機関における問題点を指摘しつつ、改善点を記載する。

ポイント解説

●検査の特徴

・田中ビネーV

全般的な知能を測定。生活年齢」と「精神年齢」の比によってIQを算出。

同年代の生活水準に合わせた問題が用意されており、各年代の全ての問題で不正解となるまで、問題を実施。

・WISC-IV

「言語理解」「知覚推移指標」「ワーキングメモリー指標」「処理速度指標」、4つの指標得点から合成得点（FSIQ）を算出。

どの年代に実施する場合においても同じ問題を実施する。検査ごとに中止条件が設定されている。

●それぞれの検査状況における「違い」を整理

・X病院での実施

親同席：無 実施検査：WISC-IV IQ：70

・教育相談所での実施

親同席：有 実施検査：田中ビネーV IQ：95

模範解答

(1) 田中ビネーVは各年代の生活水準に応じた問題が用意されており、各年代の全ての問題で誤答となるまで問題を実施し、生活年齢(実年齢)を精神年齢で割った数値からIQを算出する検査である。

一方、WISC-IVでは、どの年代に実施する場合でも、4つの指標「言語理解」「知覚推移指標」「ワーキングメモリー指標」「処理速度指標」から合成得点(FSIQ)を算出するものである。

今回、田中ビネーVではIQ95、WISC-IVではIQ70という結果になっているが、検査の内容面と環境面の2つから要因が考えられる。検査の内容面では、WISC-IVの「処理速度」の指標は、手を素早く動かして解答することが求められる指標であり、利き腕を怪我している女兒の場合、この指標の得点が他の指標に比して大きく点数が低下し、それがIQに影響した可能性がある。

環境面では、WISC-IVは医療機関で親が不在の状態で行われている。子供にとって医療機関は教育機関に比べると不安が想起され易く、親が同席していない状況で、実力が発揮されていなかった可能性もある。(456字)

(2) 本事例では、女兒Aは切り傷後に不登校を主訴としてX病院を訪れている。不登校に切り傷の影響があったのか、それとも元々不安を感じやすく、母親からの分離が難しくなっているのかについて検討をする必要がある。その為には、本人及び親の同意を得た上で、検査を実施した機関からはIQのみではなく、検査実施時の様子や指標得点、結果をどう解釈したのかという情報を得ることが望ましい。右手の傷が検査得点に影響したかどうかについて情報を得ることが出来ると良い。

また、母親からは不登校になったタイミング、切り傷の原因や手術後の入院期間等を聴取することが必要である。切り傷が学校で起きている場合、学校自体が怖い場所として感じている可能性もあるし、もしくは他児童との関係性の中で起きた場合は、その児童に会いたくない、と感じている可能性もあるだろう。入院期間が長い場合は、母親から離れる不安が強まっている事も考えられる。担任教師からも他児童との関係性の情報は聴取することが望ましい。また、切り傷が授業に影響していないかを確認する為、授業中の様子についても聴き取ることが出来ると良い。(475字)

(3) 心理検査を実施する場合は、どの検査を何のために行うのか、事前に吟味する必要がある。発達の遅れが疑われる場合には知能検査等の実施になるだろうし、不安の強さが本人の辛さに繋がっていると考えられる場合には、カウンセリングをメインで実施することが良い場合もあり得る。

WISCや田中ビネー等の検査を再度行う場合には、まず同じ検査を実施することで点数が上昇する、練習効果が発生する事は考慮する必要がある。また、IQのみでの結果の解釈を行うのではなく、その児童にとって何が必要かを明らかにする為の実施であることを念頭に入れておく必要がある。その為、検査以外の部分から得られた情報から、総合的に女兒の状況を把握していく姿勢が重要である。

環境面では、仮に複数の検査を行う場合には、今回のような母親有，不在，といったような異なる条件にならないよう，可能な限り同じ状況で行う事が重要である。また，手早く検査を実施する事は児童にとって疲労を蓄積させないために重要ではあるが，まずは児童の好きな話や好きなものについて話す等，緊張をやわらげた上で実施することが望ましい。(471文字)

問題 2

情動制御の発達について、次の1から3までの小問に答えよ（問いの順に解答すること）。

- (1) 情動制御とは何かを説明せよ。
- (2) 0～4歳ごろにかけての情動制御の発達過程について、対人的、認知的、気質・生物学的要因と関連付けながら論ぜよ。
- (3) 情動制御の発達に問題が生じた場合に起こりうる不適応について具体例を挙げながら論ぜよ。

【心理学に関する領域②／2020（R2）年実施】

答案作成上の注意点

- (1) 情動の定義について触れた後、情動制御と情動調整をほぼ同義として扱うことに触れておくと、のちの問題でも情動調整についての話題を絡めて解答できる。
- (2) Koppの記述している情動制御の発達を用いて解説することで、対人的、認知的、気質・生物学的要因をすべて含んで解説できる。
- (3) 情動の制御の発達が上手くいっていない場合には、情動のままにすぐ行動してしまう、もしくは抑えすぎてしまう状況が考えられる。それぞれ学校場面等でどのような問題が起きうるかを具体例を示して記載する。

ポイント解説

●情動とは

感情…「嬉しい」「悲しい」などの単語で表すことのできる気持ち。情動と区別されないこともある。

気分…長い時間に漂う漠然とした感情。

情動…急激に生起し、比較的短時間で終結する反応。

《情動の果たす役割（例）》

- ・ほかの人と繋がったり、集合的な行動を起こすきっかけとなる。
- ・泣いている人を見て悲しい気持ちが沸き上がり、声をかける。
- ・自分の仲間が攻撃されていることに怒りを感じ、反撃する

●感情についての各種理論

- ・感情の分化（ブリッジス（Bridges）, 1932）

誕生直後：興奮の有無（快不快の区別も無い）

3か月ごろ：快・不快

6か月ごろ：快・不快（嫌悪、恐れ、怒り）

1歳ごろ：快（愛情、得意）・不快（嫌悪、恐れ、怒り）

- ・感情の発達（ルイス（Lewis）, 1992）

誕生直後：快・苦痛・関心

生後3か月：快→喜び、関心→驚き 苦痛→悲しみ・嫌悪

生後6か月：苦痛→怒り・恐れ

一次的感情（喜び・驚き・悲しみ・嫌悪・怒り・恐れ）

→人類に普遍的なものである（エックマン（Ekman）, 1971）

二次的感情（照れ、嫉妬、共感、誇り、恥、罪悪感）

→自己意識、他者認識が育つことで生まれてくる感情

●情動についての各種理論

- ・ジェームズ＝ランゲ説（末梢説）

環境に対する身体的・生理学的反応の認知が情動を生む

キャノン＝バード説（中枢起源説）

情動体験が生じ、視床下部が活性化することで、身体反応が生じる。

- ・情動の二要因説（シャクター・シンガー説）

これまでの理論では、腹が立って泣くという時…等を説明できない

外部刺激→生理学的変化→認知的解釈→情動

●情動制御とは？

- ・情動調整（トンプソン（Thompson）, 1994）

「情動調整は、個人の目標を成し遂げるために、一時的で強いという特徴を持つ情動反応をモニターし、評価し、変化させることに関わる、内在的及び外在的なプロセスから構成される。」

外在的…他者の手助けを借りて行う方法。

内在的…自分自身で行う調整方法。

- ・コップ（Kopp）（1982, 1988）

子供の内在的プロセスの発達に伴う変化を明らかにした。

誕生後～2か月頃まで：反射（口に手を入れる）

3か月頃：嫌なものから目を背ける

3か月～ 9か月：養育者との対面的やりとり、手を使って物を操作

9か月頃～1半頃：自分で移動できるようになり、より積極的に情動の調整を図る

自分で積極的に不快さを取り除けるようになるが、大きな出来事への対処は養育者任せ

→「セルフ・コントロール期」

模範解答

- (1) 情動とは、「急激に生起し、比較的短時間で終結する感情反応」として定義されるが、感情と明確に区別せずに使われる場合もある。また、情動制御は、主にネガティブな情動（怒り、悲しみ）をそのまま表出せずに抑えることを表すが、近年ではポジティブな情動調整も含む概念である情動調整と言い換えられることもある。

Thompsonによれば情動調整は「個人の目標を成し遂げるために、一時的で強いという情動反応をモニターし、評価し、変化させることに関わる、内在的及び外在的なプロセスから構成される。」と定義される。

自分の感じた情動がどういったものかを観察し、それを変化させるプロセスを指す。

例えば、周囲との良い環境を保ちたいと思っている場合、本当は嫌いな同僚に対して感じる「不快」という情動を一時的に自分の中で抑えたり（内在的）、事情を知っている友人と目配せをすることで耐える（外在的）といった状況で行われる一連のプロセスを指す。（403字）

- (2) Thompsonの定義した情動調整において、内在的な調整とは、自分の中で情動を調整することを指し、外在的な調整とは他者の力を借りて情動を調整することを表す。人間は生まれてから主に養育者との間で情動の外在的な調整を受けながら、徐々に内在的な調整が行えるように発達していく。

一方で、Koppは、生後の段階からの内在的な調整の発達についても論じている。誕生後～2か月頃までは、単なる反射（口に手を入れるなど）のみでしか情動の調整を行う手段を持たないが、3か月頃からは、視覚の発達に伴い、自発的に嫌なものから目を背けることが出来るようになる。その後、9か月頃までは、養育者との対面的やりとりや、手を使って物を操作することが出来るようになり、1歳半頃になると自分で移動できるようになり、より積極的に自分自身で情動の調整を行えるようになる。（好きなものには近づき、嫌なものからは離れる等）

ここまでくると、自分で積極的に不快さを取り除けるようになるが、自分では制御しきれない大きな出来事への対処は、養育者任せであるこの時期を「セルフ・コントロール期」と呼ぶ。3歳以降からは、養育者に言われたこと、社会的に守るべきルールを自分の中で内在化し、「こういう場面で泣いてはいけない…」「ここは笑うところだな…」など自分で調整できるようになり、これをセルフレギュレーション期と呼ぶ。

情動制御の発達においては、主に養育者であるが、他者との関わりが非常に重要となる。（619字）

- (3) 情動の制御に関しての内在化、外在化の理論については、ボウルビィの愛着の研究にも通じる部分がある。子供が出す要求に対して、親が適切なタイミングで適切な内容で応じることで、「自分は要求したら与えてもらえる」、「他者を信頼できる」という感覚を得ることで、親との関係を内在化し、その後の対人関係においても安定して過ごすことが出来る。情動の制御の発達に問題がある

場合は、自らの情動を抑えることが出来ずにそのまま行動してしまう、もしくは情動を表現したところで、自分の要求はかなわないと考えると、適切に表現できずに抑えすぎてしまうことが予想される。

自分が感じた情動を抑えることが出来ない場合、例えば学校で他の児童からちょっかいをかけられるとすぐに暴力行為を行ってしまう、欲しいと思ったものを店や友人から奪ってしまう、というような事が起こり得る。

一方で、自分の感情を抑えすぎてしまう場合には、その結果、腹痛や眩暈といった身体反応に繋がったり、リストカット等の自傷行為、もしくは登校拒否のような状況に陥ることもある。(449字)

問題3

分配の公正さ (distributive justice) について、次の1から3までの小問に答えよ (問いの順に解答すること)。

- (1) 衡平 (公平) 原理, 平等原理, 必要性原理のそれぞれについて, 簡潔に説明せよ。
- (2) 1の3つの原理のそれぞれについて, その原理が主観的な公正さを生み出しやすい状況や集団を例示し, その状況や集団の特徴を説明せよ。
- (3) 分配の当事者間で, 公正な分配の原理が衝突する事例を挙げ, その事例で生じうる問題と, その解決法について論ぜよ。

なお, 挙げる事例が事実か架空かは問わない。

【心理学に関する領域③／2020 (R2) 年実施】



答案作成上の注意点



- (1) 衡平性, 平等性, 必要性をそれぞれ重視する集団同士を報酬の分配でぶつからせる場面を設定すれば良い。解決手段については, 「手続き的公正」を用いるのが良いだろう。

ポイント解説

●分配原理

- ・ 衡平原理…貢献した者ほど多くの報酬。
- ・ 平等原理…貢献量に関係なく、均等に報酬を分配。
- ・ 必要性原理…必要度、困窮度に応じて報酬を分配。

ドイッチュの指摘する集団のタイプとそれぞれで重視される原理を挙げる。

- ・ 生産性を重視する組織や集団：「衡平」：個人の業績
- ・ 社会的調和を重視する集団：「平等」：集団の一員であること
- ・ 弱者保護、教育、福祉などを重視する集団：「必要性」：困窮度

●分配の公正さ

「平等原理」「必要原理」「衡平原理」はどれが正しくて、どれが間違いというものではない。

「誰もが納得できる理由」に基づいて限られた物やお金などを分け与えることが、分配の公正さになる。

(例) ケーキ

体の大きさや食べられる量によって、ケーキの大きさに差をつけることもできるが、小学生の弟は納得ができない。2回に分けて食べることもできるため、同じ大きさに分けたほうが解決はスムーズと思われる。(平等原理)

(例) お小遣い

大学生や高校生であれば、友達付き合いなどでそれなりの出費も考えられ、小学生と同じお小遣いでは納得できない。また、小学生に必要以上のお小遣いをあげるのも健全とはいえない。お小遣いの分け方は、年齢によって不平等になるのは当然のことといえる。(必要原理)

また、何かを頑張って成果を出せたときなどに、「ごほうび」としてお小遣いやおやつを多めにあげるというのも、ある程度納得できる分け方といえる。

模範解答

(1) 衡平原理はJ. S. アダムスに由来するものであり、個人の貢献に比例した報酬配分を公正とみなす。

つまり、貢献度の高い者ほど高い報酬を受け取るべきとする考え方である。

平等原理は、それぞれの貢献に関係なく、全ての人に対して均等に報酬を配分する仕組みを公正と見なす。

必要性原理は、それぞれの必要度、困窮度に応じて報酬を分配する。(159字)

(2) ドイッチュは3つの原理に関して、集団のタイプによって重視される基準が変化することを指摘している。公正基準が3つある中で、どれに焦点を当てて報酬を分配するかは、各集団が持っている目標によって決まる。

生産性を重視する組織や集団においては、「衡平」という構成基準が重視され、個人の業績が分配を受ける権利になる。

生産性よりも社会的調和、つまり集団成員が仲良く競争しないでおこうとする、和を重視する集団では、「平等」を重視した分配が行われる。そのような集団では、集団の一員であることが報酬を受ける権利になる。

弱者保護、教育、福祉などを重視する集団においては、「必要性」という基準が重視され、困窮度が分配意を受ける権利になる。(307字)

(3) 例えば無人島で、働き盛りの夫婦、中年の夫婦、病気の子供のいる家族という集団が一緒に遭難した場面を設定すると、働き盛りの夫婦は食料、衣類等の資源を、自分たちが集団に一番貢献できることを理由に、多く求めるかもしれない。中年の夫婦は、しばらく助けが来ない可能性があり、それまで仲良く生活を行っていく為に、資源は全て平等に分けることを提案するかもしれない。

病気がちの子供がいる家族は、なるべく清潔な衣類や、体力維持のために少し多くの食料を要求するかもしれない。こういった場面では、衡平原理、平等原理、必要性原理のそれぞれが、衝突している状況であり、集団間の間に不和が生じやすい。しかし、限られた資源を分配する以上、どのように分配しても不公平感を拭うことは難しいだろう。

こういった場合には、「分配の公正さ」という基準から「手続きの公正さ」という基準で物事を判断するよう、シフトすることが望ましい。

関係者全員の意見を尊重し、衣類に関しては、やや病気がちの家庭に多く、但し食料に関しては平等に分配、多く採ることが出来た場合には、一番貢献度の高い家庭に分配、といったようなルールを予め決め運用し、また、そのルールで上手くいかない場合には随時話し合いの場を持つ等、手続きの公正さを保つことで、分配量に因らず、ある程度の公正感を保つことが出来ると考えられる。

(569字)